

特集

障がい者を正しく理解して 豊かなコミュニケーションを

一言で「障がい」と言っても、その内容は幅広く、障がいの現れ方もそれぞれです。障がいを持つ人とコミュニケーションをとるには、まず、その人の障がいの特性を理解することが大切です。

今回の特集では、さまざまな障がいの特性とコミュニケーションの方法について紹介するほか、市の助成制度・サービスなどを紹介します。

障がいの特性を知ろう

●視覚障がい

- ・慣れていない場所では、一人で移動することが困難
・音声や、手で触ることで情報を得ている
・文書を読むことや、書類に文字を記入することが難しい



<視覚障がいのある人とのコミュニケーション>

コミュニケーション方法は、点字だけではありません。言葉で伝えたり体に触れるなどして優しくゆっくりと伝えることで不安を解消することができます。

●聴覚・言語障がい

- ・外見からは耳が聞こえないことが分かりにくい
・文字や図など、視覚を中心に情報を得ている
・声に出して話せても、相手の話が聞こえているとは限らない
・補聴器をつけても明瞭に聞こえているとは限らず、相手の口の形を読み取るなどで話の内容を補っている人も多い

<聴覚障がいのある人とのコミュニケーション>

手話を思い浮かべることが多いと思いますが、手話ができる人は多くありません。ジェスチャーや筆談などを使ってゆっくり伝えましょう。



●肢体不自由

- ・下肢に障がいがある人は、移動に制約があり、歩行が不安定
・車いすを使っている人は、高い所は手が届きにくい
・手にまひがある人や脳性まひで不随意運動を伴う人は、文字を書くことが難しい
・脊髄を損傷した人は、体温調節が困難
・脳性まひの人の中には、発語の障がいに加え、顔や手足が意思とは関係なく動いてしまい、思いを伝えるのが難しい人もいます

<肢体不自由のある人とのコミュニケーション>

車いすや杖などを利用している人が困っている時は、悩まずに、同じ目線で声かけをしましょう。

●内部障がい

- ・内臓機能の障がいなので、外見からは分かりにくい
・全身の状態が低下しているため疲れやすい
・ペースメーカーは、電磁波で誤作動する恐れがある
・呼吸器障がいがある人は、タバコの煙が苦しいこともある
・人工肛門や人工ぼうこうを使っている人は、専用のトイレが必要

<内部障がいのある人とのコミュニケーション>

疲労を貯めてしまったり、集中力を欠けさせてしまわないよう、できるだけ簡潔に話をまとめましょう。



●知的障がい

- ・複雑な話や抽象的な概念は理解しにくい
・人に尋ねたり、自分の意見を言うのが苦手な人も
・漢字の読み書きや計算が苦手な人も
・一つの行動に執着したり、同じ質問を繰り返す人も

<知的障がいのある人とのコミュニケーション>

ゆっくり、丁寧に、繰り返し伝えましょう。抽象的な表現は避けて、具体的に分かりやすく表現することを心がけてください。穏やかな口調で話しかけることも大切です。

●精神障がい

- ・ストレスに弱く、疲れやすいため、対人関係やコミュニケーションが苦手な人が多い
・外見からは分かりにくく、理解されずに孤立している人も
・病気のことを他人に知られたくないと思っている人も
・学生時代の発病や入院のために、社会生活に不慣れな人も
・気が動転して声の大きさの調整が適切にできない場合もある

<精神障がいのある人とのコミュニケーション>

ゆっくり、丁寧に、繰り返し伝えましょう。不安を感じさせないように、穏やかに話しかけてください。

出典：内閣府障害者施策推進本部作成「公共サービス窓口における配慮マニュアル（平成17年発行）」

声かけから始まるコミュニケーション

障がいのある人とのコミュニケーションの方法はいろいろありますが、一番大切なことは、「伝えよう」という気持ちと、「理解しよう」という思いです。

緊急時や災害時には、まわりの人の援助が必要です。普段から、障がいの特性や障がいのある人の苦手なところなどを理解して優しく声かけをしましょう。



発達障がいについて

発達障がいについて ●●●

発達障がいのある人は、その年齢相応の発達と比べて、気になる特性やアンバランスさがあります。その特性は、人によっても異なりますが、例えば次のようなものです。

- 接し方のルールが分からない
●注意力や集中力が極端にない
●体を動かすことが苦手で不器用
●感覚が極端に敏感または鈍感



また、特にコミュニケーションが苦手なため、保育園や学校、職場などの集団生活の場で、人との関係を築くのに苦労したり、家庭のなかでも関わりにくさを感じることもあります。

こうした特性は、本人の努力不足や保護者の育て方が原因で起こるものではなく、脳機能の障がいによるものです。

大切なのは、その人の特性を正しく理解し、苦手なことだけでなく得意なことにも目を向けるということです。そして、それぞれに合った支援があれば、だれもが自分らしく生きていけるのです。

発達支援担当の役割 ●●●

市は、平成23年4月、市役所1階の社会福祉課に「発達支援担当」を配置しました。教員や保育士、保健師、発達支援専門員などの職員が相談に応じ、支援のアドバイスをしたり、適切な専門機関につなぐ役割を担っています。

また、担当職員は、実際に子どもたちが過ごす保育園や学校などに出向き、保育士などと一緒に支援の方法を探り、一貫・継続した支援の実現に向けて取り組んでいます。もちろん、本人や保護者からの相談も受けています。共に支援を考えていきますので、ぜひお気軽にご相談ください。

【問合せ】社会福祉課発達支援担当（内線479）

障がい者福祉制度

～主な手当やサービスなど～

現在、市が市内在住の障がい者を対象に行っている各種手当・助成や福祉サービスなどの主なものを紹介します。詳しくは、社会福祉課（内線476～480）へ。

手当・助成

「※」印の助成については、所得制限があります。

障害者福祉年金（※）

身障手帳4級以上、療育手帳B1以上、精神障害者保健福祉手帳2級以上の人に、年額5,200円～20,900円の手当を支給します。

生活環境料金の助成（※）

身障手帳3級以上、療育手帳B1以上で在宅の人に、上下水道・簡易水道・尿汲取り料金の一部を助成。

市民税課税世帯は、助成額が半額になります。

リフトタクシー料金助成（※）

障がいや疾病のため、車いす・寝台を使用している人がリフトタクシーを利用した場合の料金の一部を助成。助成額は、リフトタクシー料金と中型タクシー料金の差額（1回の乗車につき5,000円が限度額）。

障害者情報収集等助成（※）

身障手帳の視覚障害1級、聴覚障害1・2級、下肢、体幹1・2級で在宅の人に、情報収集、意思伝達用の電話利用料金の一

部（月額1,000円）を助成。「障害者社会参加助成」と、どちらかの利用となります。

障害者社会参加助成（※）

身障手帳の下肢、体幹1・2級、視覚、内部障害1級、療育手帳A、精神障害者保健福祉手帳1級、特定疾患医療受給者で在宅の人に、社会参加を進めるため、タクシーまたはガソリン代の一部を助成。タクシーは乗車1回につき560円割引の乗車券を年間24枚交付。ガソリンは月額1,000円を上限に助成。「障害者情報収集等助成」と、どちらかの利用となります。

ねたきり身体障害者生活必需品購入費助成（※）

身障手帳の下肢、体幹1・2級の在宅でねたきりの人（5歳以上65歳未満）に、紙おむつの購入費の一部を助成。助成額は、前年度の世帯の市民税額により月額1,000円から2,000円までとなります。

精神障害者小規模作業所等交通費助成

精神障害者保健福祉手帳を持っている人で、小規模作業所・授産事業施設などへ通っている人の鉄道の交通費の一部を助成。

在宅知的障害者交通費助成

在宅の知的障がい者および付添人が、通学・通勤などのために交通機関を利用した場合に、その交通費の一部を助成（他の制度による割引・助成を受ける人を除く）。



手話通訳者が常駐する社会福祉課の窓口



サービス

「*」印のサービスについては、利用料の原則1割を負担していただきます。ただし、所得に応じた負担上限額があります。

居宅介護サービス等（*）

身障手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳を持っている人で、日常生活に支障のある家庭に、ヘルパーが訪問し、身体介護、家事援助、移動介護などの必要な援助を行います。

短期入所など（*）

身障手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳を持っている人を、介護者が疾病、けが、冠婚葬祭などにより、一時的に介護できない場合、社会福祉施設などでお話します。

生活介護（デイサービス）（*）

身障手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳を持っている人に、昼間、施設にて、入浴・食事・身体機能や生活能力の向上のための援助などを行います。

訪問入浴サービス（*）

家庭の浴槽での入浴が困難で、デイサービスを受けることができない重度身体障がい者の自宅に移動入浴車が訪問し、週2回まで入浴のお世話をします。

手話通訳者などの派遣

聴覚障がいなどの人に、公共機関での相談や手続きなどのコミュニケーション支援や、交流活動促進のため、手話通訳者などを派遣します。

車いすの貸出

歩行困難などにより、一時的に車いすが必要な人に、原則1か月を限度に車いすをお貸し

します。

緊急通報システム

身障手帳1・2級でひとり暮らしの65歳未満の身体障がい者に、緊急通報装置を貸与または給付します。

急病や事故などの緊急時に、装置を利用して消防本部へ通報。迅速で円滑な救助・援助を行います。

その他の制度

そのほか、次のような制度もあります。

軽自動車税の減免

軽自動車税が減免されます。※普通自動車税の減免を受けている人を除く。障がいの種別・等級により制限があります。なお、平成24年度分の申請受付は終了しています。

在宅ねたきり者訪問歯科健診

在宅でねたきりの人およびその介護者が、歯科医師による健診を受けることができます。

健診は年1回で無料。ただし、その後治療が必要な場合は、在宅にて治療のできる範囲で保険診療となります（有料）。詳しくは、保健センター（☎75-2322）へ。

詳しくは、課税課諸税係（内線343）へ。

駐車場料金の免除

①市民病院駐車場、②スイトピアセンター駐車場、③市営駐車場、④市営自転車駐車場の利用料金が免除されます。

*問合せ/①市民病院施設課（☎81-3341）、②大垣市文化事業団施設管理課（☎74-6050）、③丸の内駐車場（☎81-4134）、④生活安全課（内線423）へ